

令和6年(2024年)2月9日

西宮市議会議長 山田 ますと 様

健康福祉常任委員会

委員長 田中 あきよ

### 健康福祉常任委員会施策研究テーマについて(報告)

本委員会では、令和5年7月20日開催の委員会において、「障害の社会モデルと障害者共生条例の検証について」を年間の施策研究テーマと定め、調査・研究をしてまいりましたので、御報告申し上げます。

#### 1 障害の社会モデルと障害者共生条例の検証について

令和5年8月16日、令和5年12月26日及び令和6年2月2日に委員会を開催し、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の説明を聴取するとともに、質疑、委員間協議等を行い、意見要望を伝えました。

管外視察としては、令和5年10月24日に小田原市を訪れ、分身ロボット「OriHime」を活用した障害者の就労支援について、同日神奈川県を訪れ、分身ロボット「OriHime」を活用した障害者の社会参加について、及び当事者目線での障害福祉の取組について、翌10月25日に神奈川県立中井やまゆり園を訪れ、県立中井やまゆり園の当事者目線の支援改革プログラム等について調査を行いました。

管内視察としては、令和5年10月13日に西宮市総合福祉センター、青葉園及び地域共生館ふれぼのを訪れ、西宮市総合福祉センター、青葉園、地域共生館ふれぼのの取組と障害福祉の現状について調査を行いました。

また、令和5年10月16日に市内各障害者団体をお招きして懇談会を開催し、障害のある方やご家族の生活の実態から見た社会の課題及び、西宮市障害者共生条例について意見交換を行いました。

さらに、令和5年10月18日に一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事を

お招きして勉強会を開催し、障害の社会モデルと障害者共生条例について調査を行いました。

当該施策研究テーマに対する本委員会としての意見及び各委員の個別意見は別紙のとおりです。

以 上

施策研究テーマ

障害の社会モデルと  
障害者共生条例の検証について

提言書

健康福祉常任委員会

(令和6年2月9日)

## ■障害の社会モデルとは

障害のある方が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという考え方である。(内閣府ホームページより)

すなわち障害のある方の社会生活における障壁は、当事者の努力や自己責任のみで解決することではなく、社会が変わることによって障壁は無くなるという考え方を障害の社会モデルと捉えている。

## ■障害者共生条例とは

西宮市では、障害を理由とする差別を解消し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため「**西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例**」が令和2年(2020年)7月より施行された。この条例では、障害に対する理解を促進し、障害の有無にかかわらずお互いに人格と個性を尊重し合うことで、誰もが暮らしやすい西宮市をつくることを目的としている。(西宮市ホームページより)

この条例を通称で「西宮市障害者共生条例」としている。

## ■委員会からの提言

### ①障害の社会モデルについて

「生活」「就労」「学校」に分けて提言する。

#### ・生活について

市内の障害者団体の方々との懇談会を開催し、日ごろ障壁となっている課題を聴かせていただいた。団体として市に交渉をされているところもあり、市としては課題が見えていないわけではないと考える。しかし、例えばヘルパーや手話通訳者不足、補助器具の補助金の課題などは、予算や人材不足が要因で十分な支援に繋がっていない。また、自立生活において、持続的に生活ができる場を確保するために、自宅、グループホーム、コレクティブハウスなどが考えられるが、どのような選択をしても課題があることがわかった。

これらの課題を考えると、個々の障害に対する支援は様々であり、ただちに全てを公的な制度で支援につなげることは現実的に難しいとは考えるが、当事者の困りごとや具体的な支援のあり方を担当課が理解し、検討しているのかどうか大きな課題であるとする。市の地域福祉に関しては西宮市社会福祉協議会（市社協）が担うところもあり、実際に当事者のご相談や困りごとに対して市社協対応もあるかと思うが、生活上の困りごとや制度の狭間の困りごとなども共有し、担当課が当事者目線となることを大いに期待し提言とする。

#### ・就労について

障害のある方の就労については、一般就労、就労移行、作業所などに就かれているが、一部の方のみであり、中には就労が難しく、社会とのつながりに課題がある方もおられる。就労していても、聴覚障害の方の中には、周りとコミュニケーションが取れずに孤立する方もおられるとのことであった。

就労は賃金のためだけでなく、生きがいや家族以外の人との社会的なつながりのためでもあると考えると、就労支援は大切な業務である。

管外視察で、神奈川県が取り組んでいる小田原市での分身ロボット「OriHime」を活用した障害者の社会参加について現場を見せていただいた。重度の身体障害がある方が常勤ではなくご自宅に居ながらにして業務を遂行される様子を拝見し、その方の状況に合わせることで就労の可能性を広げられるものと捉えた。

市の就労支援については西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」が業務を行っているが、就労の機会を広げる政策や、就労に至るまでの支援が必要だと考える。

在宅勤務や時短勤務など管内で取り組み、障害のある方の就労機会を広げること。また、就労は難しいと思われる方にはスモールステップとなる居場所の設置などが必要である。それらの整備を進めることを提言とする。

## ・学校について

障害によって地域の公立学校、特別支援学級、支援学校、私立学校などに通われている。学校に関しては、ハード面とソフト面と全般に関して要望が多く寄せられている現状がある。

聴覚障害の子供達の場合、補助器具があれば健常な子達と同じ情報を得ることができるが、情報が得られない場合、学習の理解に問題が無くても聞こえないことで理解が進まないことがあり、個人的に補助器具を購入するには高額であるため、補助を要望されている。

ハード面ではスロープ、エレベーター、トイレの整備などの要望があり、ソフト面では障害に対する理解について、教師も子供達も地域も含めた社会全体への理解の促進が急がれる。その理解を促進するためには、特に子供同士がお互いを知りながら成長することが望ましいと考える。地域で生活していくためには当事者にとっても地域の方にとっても顔を合わせられる日常生活を送ることで、障害が障害では無くなり、その子の個性になるのではないかと考える。

学校や子供の政策については、教育委員会、こども支援局の管轄になるが、重層的支援の取り組みとして連携していくことが重要である。そこで、これまでの連携よりもさらに踏み込んだ連携方法を明確にし、進めることを提言とする。

## ②障害者共生条例の検証について

障害者共生条例の施行から3年半を過ぎたが市民に十分に認知されているとは言い難い。市としてはホームページや市政ニュースの掲載、冊子の配布などで広報しているが、これだけでは不十分であると考え。2024年4月1日から合理的配慮の義務化が始まるが、それと合わせて条例の広報をしていくべきである。

障害のある人の差別に対する相談が多くない現状があるが、差別が無いのではなく当事者やご家族にとって「差別をされている」という声を上げることをあきらめてしまう現状があるのではないかと考える。市内の障害者団体の方との懇談の中で、「社会のハード面の設計自体に差別を感じる。長年の経験で差別を回避する習慣がついた」というご意見があった。当事者が声を上げなくても想像力を持って社会が整備されるべきであるが現実には難しく、まずは当事者が声を上げられる環境を作ることが求められる。また合理的配慮について、困りごとと一緒に考えることが重要であることや、環境整備については努力義務であるが市の補助金があることなどの広報に努めていただきたい。

条例の広報周知について新たな手段を持って取り組むことを提言とする。

## ■各委員の個別意見

### ①障害の社会モデルについて

#### ・生活について

##### 田中 あきよ委員長

障害があっても無くても、誰もがそれぞれに生活を営んでいる。生きていく為に必要なことは、ハード面では衣食住が基本であり、ソフト面では知能と自尊心や自己肯定感など、どれが欠けても今の社会では生きづらくなる。障害とは何なのかと考えた時に、身体的な障害は健常者と比べると身体機能に違いがあるということ、知的や精神的な障害の場合は、多数の健常者に対して少数になるということなのではないかと考える。機能に違いがあり、知能と精神状態が少数であると、なぜ障害となるのか。答えは健常者や多数派の人に生活基準を合わせているからではないだろうか。

社会の基準をどこに合わせるのかを考えた時に、障害がある人に合わせることで、健常者にとっても生きやすい社会になると考える。人は誰も完璧な健常者とは言いがたく、誰もが様々な機能を持ち、どこかに少数の立場になり得る特性があると思うと、生きづらさがある人の目線で社会整備を進めるべきである。

環境整備や人的配置に予算を伴うところについては、早急な対応が難しいかも知れないが、環境を変えるだけで障害が無くなるのであれば一日も早い対応を要望する。

##### 三好 さつき副委員長

- ・市のイベントにおいて手話通訳の設定
- ・市の発信する広報において、字幕の設定
- ・公共施設窓口の難聴者や聴き取りが困難な方に向けて拡声器等の工夫
- ・本庁での障害者の方が休憩できるスペースの設置（プライバシーの配慮）
- ・音響信号機については、視覚障害者団体との懇談会を定期的に行う
- ・市の公共施設トイレ全てにおいて、車いす、オストメイト対応とすること
- ・市の公共施設トイレに成人用のおむつ台の設置
- ・共生を目指して、市のイベント時には、作業所等の販売のブースを設ける
- ・災害弱者といわれる障害者に向けた災害時の避難計画（施設に属さない人）が確認されているのか
- ・民生委員の体制強化
- ・「あいサポーター養成講座」の普及（企業向け）

##### 今泉 ゆうた委員

西宮市の相談支援では「本人中心支援」を理念とした取り組みが進まれており、これは対外的に見てもとても先駆的であると認識している。この取り組みをすべての障害のある方が享受できているかというところではなく、そこには相談員不足や利用者やそ

の家族に任されている部分が多い。

障害にかかわる人材不足はとても大きな問題であるが、それを言い訳に市民サービスの質が下がる訳にはいかない。西宮市社会福祉協議会に加え、地域のクリニックや介護事業所、生活介護、就労継続支援事業所などそれぞれが連携を強化することで、より地域のニーズを把握し手と手を取り合ったサービスが実現できると考える。その結果、より多くの方への「本人中心支援」につながると考えることから、各事業所や関係団体との連携の強化を提言する。

#### 大原 智委員

2020年に成立した改正バリアフリー法で位置づけられた「心のバリアフリー」を着実に推進すること。

そのために実施が想定される「教育啓発特定事業」の4つの取り組みを具体的に支援すること。

- 1、「バリアフリー教室」では、疑似体験の事例などを紹介。
- 2、「まち歩き点検等」では、障害当事者と一緒に街を歩くなどしてバリアーを体験し、問題点を点検・共有する取り組みを実施。
- 3、「シンポジウム・セミナー」では、参加対象者やテーマ設定、実施形式について事例を提示。
- 4、「適正利用等の広報啓発」では、バリアフリートイレなどの適正な利用を促すポスター例などを紹介。

#### 菅野 雅一委員

西宮市は国民健康保険事業の一環として被保険者の健康増進、病気の早期発見や予防を図ってもらうために、指定した健診機関の人間ドックについて受診費用を助成している。

指定された健診機関には、西宮市立中央病院がある。中央病院は障害者の人間ドック受診について人間ドック室への経路でエレベーターを利用できないことを理由にして断っている。これについて、中央病院は「当院の人間ドック室への経路は建物の構造上、階段を利用する必要があります。また、検査は人間ドック室だけでなく、院内の各部門で実施しているため、受診時には複数回の階段の昇降が必要となります。このような現状であることから、これまでは、介助者に同行いただけない場合は受診が困難とご説明させていただいています」と説明している。

この状況は公的機関として合理的配慮が欠けている可能性がある。中央病院は「障害のある方についても、当院の人間ドックを受診して頂けるよう、職員同行により手術室を通り抜けることで階段を利用せずに人間ドック室にアプローチできるよう現在、検討をすすめております」としている。こうした検討を進め、誰でも人間ドックを受診できる環境を早期に整える必要がある。

また、中央病院について、障害者や高齢者などの社会的な弱者が利用しやすい環



境にするように意見を聞く機会を設けるべきだと考える。中央病院は「当院の患者さまや市民からの様々なお問い合わせ・ご意見を真摯に受け止め、現在の中央病院で出来ることについて引き続き検討してまいります」と説明している。中央病院は障害者から人間ドックの受診希望を受けながら、放置してきた現状を踏まえ、様々な問い合わせ・意見を真摯に受け止めるためにどのような体制を整えるべきかを検討すべきだ。

統合新病院については、障害者や高齢者などの社会的な弱者が利用しやすい設計をするように意見を聞く機会を設けるべきだ。

中央病院は「統合新病院については、R1 年度に基本計画策定、R2~4 年度にかけて設計完了、R5 年 7 月より建設工事を開始し、現在、令和 8 年度開院に向けて工事を進めているところです。統合新病院の機能や設計に対する意見聴取として、まず、基本計画策定時に県市でパブリックコメントを行い、機能について県民・市民の意見を聴取しております(R1.12月~R2.1月)。また、設計については、過去の整備事例を踏まえ設計を行いました。兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき『チェック&アドバイス制度』を活用し、利用者である障害者・高齢者等の視点で、『県福祉のまちづくりアドバイザー』(建築士、視覚障害者、聴覚障害者、車椅子利用者など)から、設計に関する項目(駐車場・トイレ・案内所・場内サインなど)について確認を受けています(R4.2月)。また、施設面の対応だけでなく、出入口付近での障害のある方の誘導などの人的対応についても、アドバイスを受けており、今後の運用検討において参考にしていく予定です。過去の県の新病院整備と同様に、障害者や高齢者に配慮した環境整備に取り組んでいきます」と説明している。

中央病院は「県福祉のまちづくりアドバイザー」から確認を受けた設計に関する項目を含め、バリアフリー対策について広く公表して市民の意見を求める必要がある。

#### しげひさ 大学委員

- ・本市は、点字、手話の普及促進に努めること
- ・歩道の段差解消や点字ブロック設置などのハード面対策を積極的に努めること

#### 多田 裕委員

地域活動の担い手不足に伴って、今後は障害のある方が地域で孤立することが懸念される。西宮市地域自立支援協議会内の「ほくぶ会」のように、各地域でのネットワーク作りを進めて行く必要を感じる。「あいサポーター養成講座」に限らず、市民に広く意識醸成を図ることで、持続可能な仕組みづくりに取り組むことを提言する。

#### 宮本 けいこ委員

一括りに障害といっても様々あり、生活の中での不便や困難は市内の障害者団体の方々との懇談会で改めてお話を聞くことで気付く点も多くあった。

今まさに困難な状況に置かれている一人ひとりの方の声に向き合い一緒に考えていく必要があると感じた。

## ・就労について

### 田中 あきよ委員長

障害によってどのような働き方が合っているのかは難しいところではあるが、就労が社会とのつながりになることは重要なことである。就労でなくても社会とつながりを持つことで親亡き後の生活に安心感が生まれる。地域で生活をする為に、就労の場や居場所を積極的につくり、自立生活を支援することを要望する。

### 三好 さつき副委員長

- ・ジョブコーチの増員をはかり、就労のフォローを綿密に行い就労継続を目指す取り組みをはかる
- ・公共の場での障害者就労の増員
- ・障害者が就労により自立できるような賃金体制であるのかの確認をすること

### 今泉 ゆうた委員

管外視察で、神奈川県で取り組んでいる「OriHime」を活用した障害者の社会参加について現場を見せていただいた。それが、障害のある方の就労について大きな意味を持つものであったことは理解できるが、同時に誰でも就労できるわけではなく、また受け入れ体制の整備など課題についても実感することができた。

障害のある方に対する就労支援について大切なのは、障害者の支援に加えその受け入れ先である事業所の支援であり、それがなければ結局はより障害の程度の軽い方しか就労できない社会が続いてしまうと考える。

そのため、在宅勤務や時短勤務など障害のある方の就労方法について、事例を用いて事業所を支援することを提言とする。

### 大原 智委員

障害児や医療的ケア児と暮らす母親の就労を支えること。

障害児計画相談支援の相談支援専門員に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、医療的ケア児とその家族を地域で支えていくことができる体制を整備すること。

### 菅野 雅一委員

就労については、委員会提言に同じ。

### しげひさ 大学委員

- ・本市は、兵庫県とも協働事業化の検討を働きかけるなどし、障害者就労支援事業の充実を図ること

・本市は、障害者と健常者との格差問題もさることながら、障害者就労施設間などでの格差是正に努めること

**多田 裕委員**

神奈川県での分身ロボット「OriHime」を活用した取り組みの素晴らしい点は、これまで対面でしか行われていなかった窓口業務を遠隔操作でも可能とした結果、新たな就労の形が生まれたことである。このように、当たり前を取り払うことが共生社会において最も重要なことだと考える。

企業活動においては、障害者にとっての壁が非常に多く存在している。それらを少しずつ無くしていくために、まずは率先して庁内業務から見直してみる。また、アイビーによる企業向けセミナーでも、様々な先進事例を紹介しながら企業に対する意識醸成を図っていくよう提言する。

**宮本 けいこ委員**

市内には障害者就労支援センター「アイビー」があり、ジョブコーチ支援・職場定着等の支援等があるがそこにつながない人たちのサポートが課題。

また障害やその方の環境によっては就労につながりにくく、社会とのつながりがもちにくい課題がある。

## ・学校について

### 田中 あきよ委員長

障害があっても無くても共に過ごし共に学ぶことを進め、本当のインクルーシブな教育が受けられるように教育委員会との連携を進めていただきたい。インクルーシブ教育は障害のある子ども達だけでなく、健常である子ども達にとっても「ありのままの自分を大切にする」という自尊心を育てることになると考える。

地域の学校に通う子ども達の場合、保護者が登下校の付き添いをしていることについて、教育委員会だけでなく障害福祉課でも考えていただきガイドヘルパーの活用など積極的に進めていただきたい。

### 三好 さつき副委員長

- ・「あいサポーター養成講座」をすべての小中学校で取り組む
- ・医療的ケア児の通学援助支援（保護者の負担軽減）
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成促進

### 今泉 ゆうた委員

学校教育こそが障害者共生の出発点であり、とても大切なフェーズとなると考える。障害をあるなしで見るとはではなく、その子供ひとりひとりの理解を深めていくことが大切である。そうすることで、障害が障害では無くなり、その子の個性になるのではないかと考える。障害がどこにあるのかを自然と考えるに至るのではないかと考える。

その課題に取り組むうえで、公立学校、特別支援学級、支援学校、私立学校それぞれの連携と交流が、その教育の一端と子供同士の相互理解のきっかけになると考え、その連携強化を提言する。

### 大原 智委員

学校については、委員会提言に同じ。

補足として、教育全般としての提言。

2019年に成立した「読書バリアフリー法」に基づき、視覚障害者にとって読書しやすい環境を整えること。

（具体的には、点字図書の継続的な提供や、音声読み上げに対応した電子書籍の普及啓発、インターネットを利用した貸し出し体制の充実など。）

### 菅野 雅一委員

学校については、委員会提言に同じ。

#### しげひさ 大学委員

- ・市内の小・中・高生向けに、障害者理解のための出前授業を行うこと
- ・「あいサポート運動」をより幅広く周知してもらうため、各企業とコラボして、ショッピングモールや野外などでイベントを実施すること
- ・本市の公立学校、園（幼・保・小・中・高）のハード面対策を実施すること（例、段差解消、エレベーター設置、点字ブロック設置、スロープ設置、音声案内機設置など）

#### 多田 裕委員

学校に関しても、まだまだ画一的な教育が行われており、障害者にとっての壁が非常に多く存在している。また、学校園所との連携の役割を担うはずの「みやっこファイル」だが、地域自立支援協議会内の「こども部会」の活動報告書によれば、活用率の低さが挙げられている。まずは、この周知を徹底することが、インクルーシブ教育においては必要不可欠だと考える。また、個別の教育支援計画の作成にまで手が回っていない学校の状況も踏まえた上で、各関係機関の負担を軽減できるような支援体制づくりに取り組むことを提言する。

#### 宮本 けいこ委員

市内の障害者団体の方々との懇談会の中での意見で、学校の中にも福祉の要素がいる、先生も毎年変わり、慣れたら変わってしまう、将来につなげるには安定がほしいとあった。子どもも保護者も安心して通える学校をより考える必要がある。また「インクルーシブ教育」という言葉だけがまだまだひとり歩きしていて現状は課題が多い。

## ②障害者共生条例の検証について

### 田中 あきよ委員長

条例の広報周知の要望は委員会からの提言に記載の通りである。さらに、合理的配慮の観点から、市役所、総合福祉センター、病院、学校、公園など公的な施設の環境整備を進めることを主導し、また障害のある人への書類や、市からの広報について、わかりやすい表現にするように配慮することを要望する。

### 三好 さつき副委員長

- ・「あいサポーター養成講座」の普及（子ども会、学校、企業）
- ・「あいサポーター養成講座」を庁内職員の必須研修に
- ・合理的配慮についての啓発。企業や商店、飲食店などへの情報提供
- ・合理的配慮、環境整備の事例提供を広報で発信

### 今泉 ゆうた委員

障害者共生条例の施行から 3 年半を過ぎたが、市民に十分認知されているとは言い難い。障害のある方だけでなく、市民全体がこの条例について知ること、民間の事業者の合理的配慮の義務化がよりスムーズに施行されるものと考えられ、条例の広報周知について新たな手段を持って取り組むことを提言とする。

### 大原 智委員

条例の趣旨がさらに具体化されることを願っての提言。

1、障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」と、障害のある方の代弁者となる「地域相談支援員（アドボケーター）」を重層的に設置して、協力体制を築くこと。

2、医療費負担等における身体、知的、精神障害の3障害に対しての格差を解消させること。

### 菅野 雅一委員

障害者共生条例の最大の問題点は令和 2 年 7 月に施行されて以来 3 年半を過ぎたにもかかわらず、市民への周知が図れていないことだ。相談件数が少ないのは差別事案が少ないからではなく、市民に周知されておらず、理解されていないためと考えられる。

市は市民や各種団体と協議して、市民への周知を図るための活動を進めるべきだ。障害福祉推進計画策定委員会にも意見を求める必要がある。障害者差別で悩む市民の潜在的な声を拾い上げるために、市が令和 7 年度からスタートさせる重層的支援

体制整備事業も活用すべきだ。

この事業の背景には、少子高齢化や世帯人員の減少による高齢者だけの世帯の増加や核家族化の進行に加え、雇用形態や個人の価値観が多様化する中で、これまであった家族機能や地域のつながりが失われつつあることがある。この結果、困りごとを抱えた個人や世帯は孤立し、8050 問題やごみ屋敷問題、ヤングケアラーなどの複合化・複雑化した新たな福祉課題が多く発生している。

これらの課題に対応するためには、市が全庁的な体制を構築して、市民に接する全ての部署の担当者が市民とその家族が抱えるトラブルの背景にある課題に気づき、福祉部局と連携して課題の解決にあたることが大切だ。

この事業の支援内容は相談支援として①相談者の属性や世代、相談内容に関わらず受け止める②複合化・複雑化した課題には多機関が協働して支援を行う③支援が届いていない人には支援を届ける。参加支援として①相談者のニーズや課題を丁寧に把握し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う②社会資源の拡充や新たな社会資源の創設に向けて調整や検討を行う。地域づくりに向けた支援として①住民同士の気かけ合い、支え合い②誰もが出会い交流し、参加や活躍ができる場や居場所づくりが挙げられる。

市民の福祉課題に気づき、福祉部局との連携を担当する包括連携担当者には、政策局秘書課や総務局納税課、市民局国保収納課・高齢者医療保険課、都市局住宅調整課、市立中央病院、上下水道局業務課、教育委員会学校給食課などの職員が兼務する。

福祉課題の解決に取り組む包括支援担当者は健康福祉局生活支援課・厚生課・地域共生推進課・福祉のまちづくり課、こども支援局子供家庭支援課の職員だ。市役所以外では、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員を含めた身近な相談先、基幹相談支援センターなどの専門相談機関などと連携する計画。

この事業の成否は全ての関係者が同じ問題意識で福祉課題に向き合えるかどうかにかかっている。そのためには、例えば、包括連携担当者を抱える各部局が重層的支援に連携することによって各部局の本来業務の課題解決にも資するメリットがあると思えるような仕組みづくりを進めることなどが重要だ。

重層的支援体制整備事業の推進が差別を受けても自らは言い出しにくい、あるいは声をあげても取り上げられることが少ない障害者の厳しい現状の改善に資することを期待したい。

#### しげひさ 大学委員

残念ながら本市の障害者共生条例（以下、条例）の浸透はできていないことを痛感させられた。

せっかくの条例を目にすることがあまりにも少ない。

これから本市の取り組みで条例を浸透させるために最も大事なことは、広報力だ。公共施設や主要な駅、バス停、公立学校、大学などにはポスターやチラシなどを作成して

全面的に張り出すなど、目にする機会を増やすことである。

「条例を全市民に浸透させる」という、本市の本気度がまだまだ不足していると感じてならない。

これからもまだまだ、検証は続けていく必要がある。

**多田 裕委員**

先入観や偏見の少ない子どものうちから啓発することが大切だと考える。子供向けの「あいサポーター養成講座」の実施など、広報啓発活動の拡充を提言する。

**宮本 けいこ委員**

障害者共生条例の理念が守られるべきであるが、まだまだ現時点での市民の認知は十分ではないと考えられる。

障害のある人もない人もともに生きる社会。分けない、排除しない、平等な選択肢があり、地域で暮らし共に生きていくことができる社会。

特に軽度障害であれば隠すことがあるが、隠す社会ではなく構えることなく生きていくこと、自分を表現できる社会となるよう広く周知されたい。